

## 幸田町電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸田町契約規則（昭和59年規則第2号）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札、開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札、開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札、開札等の手続（随意契約を含む。以下同じ）をいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札、開札等の手続をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (6) 入札参加者 入札に参加を希望する者をいう。
- (7) 契約担当者 発注機関において電子入札サブシステムを利用する契約案件の登録から入札結果の公表までの一連の事務手続を担当する町職員をいう。
- (8) 工事関係委託 利用規約に定める設計、測量、建設コンサルタント等業務をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を実施する入札方式は、次の表のとおりとする。

区 分	入札方式
建設工事	・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
工事関係委託	・ 指名競争入札 ・ 随意契約

(電子調達システムの利用)

第4条 電子調達システムを利用できる者は、電子入札サブシステムを利用することができる者であって、幸田町競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。ただし、特定建設工事共同企業体の取扱いについては、代表構成員を除く全ての構成員の代表構成員への委任状をもって、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(電子入札の参加申込み等)

第5条 電子入札の参加申込み等の手続については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、競争入札参加資格申請の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合は、ファイル容量は1MB以内とする。
- (3) 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (4) 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書受付締切日時までに契約担当者に再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (5) 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。
- (6) 契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- (7) 契約担当者は、都合により申請書受付締切日時を変更する場合は、申請書を提出した者に対し連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札の方法)

第6条 入札の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。
- (2) 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。
- (3) 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第7条 工事費内訳書の提出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事内訳書の提出を求めるものについては、指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。この場合のファイル容量は1MB以内とし、1MBを超える場合の提出方法は、第5条第3号の規定に準ずるものとする。
- (2) 工事費内訳書の再提出（添付洩れによる再提出を含む。）については、認めないものとする。
- (3) ウィルス対策については、第5条第5号の規定に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第8条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式第1号）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第2号）により契約担当者の承諾を得た場合に限るものと

する。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、この限りでない。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に認めた場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 使用する印鑑 使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
- (2) 入札書 紙入札書（様式第3号）を使用する。
- (3) 工事費内訳書 工事費内訳書の提出を要するものについては、紙入札書と共に紙媒体の工事費内訳書を提出する。
- (4) 紙入札参加承認願及び紙入札書の受付締切日時 電子入札における各受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届（様式第4号）を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第10条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、すでに入札書を送信していた場合は無効とする。

（開札）

第11条 開札の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。なお、特定建設工事共同企業体の紙入札における電子入札サブシステムへの特定建設工事共同企業体名を登録するまでの間は、代表構成員名で登録するものとする。
- (2) 開札時の立会いについては、次のとおりとする。
  - ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。
  - イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない町職員を立会わせるものとする。
- (3) 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。ただし、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札

サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。

(入札の無効等)

第12条 次の各号に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (4) 特定建設工事共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- (5) 特定建設工事共同企業体において、特定建設工事共同企業体名のない入札又は特定建設工事共同企業体名の異なる入札
- (6) 工事費内訳書の提出が必要なものにおいて、工事費内訳書の提出がない及び工事費内訳書に記載がない又は誤りのある入札
- (7) 入札参加者がICカードを不正に使用等した入札
  - ア 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消すものとする。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。
  - イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、落札決定を取り消すものとする。
  - ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約を解除するものとする。

(責任範囲)

第13条 電子入札において、申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第14条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり、電子入札の確実な実施が見込める場合は、必要に応じて入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更した旨及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く関係書類の送受信が完了している場合は、それらの書類は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。なお、すでに送信された入札書がある場合は、開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させるものとする。

(準用規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項については、幸田町競争入札参加者心得（紙入札）（平成11年幸田町要綱第25号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

紙入札参加承認願

平成 年 月 日

幸 田 町 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	電子入札で 参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> I Cカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> I Cカードの破損等のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ( )

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

紙入札審査結果通知書

平成 年 月 日

様

幸田町長



年 月 日付けで承認願が提出されましたことにつきましては、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	審 査 結 果	紙入札での参加を 1 承認する 提出場所 2 承認しない 理由

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

入札番号

紙 入 札 書

平成 年 月 日

幸 田 町 長 様

入札者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記金額の100分の105の金額で請け負いたいので、幸田町契約規則等及び関係  
の設計書、仕様書、図面等を承知の上、下記のとおり入札します。

記

入札 金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

請負を希望する工事名等（委託業務名等）

1 工 事 名

（委託業務名）

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

（委託業務場所）

くじ番号

※3桁までの数字を記入すること

注

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
- 3 入札金額はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
- 4 入札金額以外の字句の訂正又は抹消箇所には押印すること。ただし、金額の訂正は無効とする。

入札辞退届

- 第 号 1 工事・業務名
- 2 路線等の名称
- 3 工事・業務場所  
（納入場所）

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

幸 田 町 長 様